

『蔵元文書』と『船長日記』に見るロベルトソン号遭難救助の顛末

砂川玄正

はじめに

『進貢節貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時八重山島在番役々勤職帳』（宮良殿内文庫所蔵本）に、近海に船隻が漂着・破船した場合の在番や役人たちの対応すべき公務規定が定められている。この公務規定は進貢船・節貢船・唐船・朝鮮船・日本船・異国船など各船籍に応じて対応が異なるが、異国船の場合は更に阿蘭陀船と南蛮船（阿蘭陀以外の異国船）に区別され、それぞれに対応する規定が設けられている。近世末期、宮古に漂着破船した異国船にドイツ商船ロベルトソン号がある。1873（明治6）年7月（新暦）、中国の福州からオーストラリアに向かう洋中で台風に遭遇し帆柱を失って宮国村の沖合に漂着、乗組員8人は救助されたが、その後、船は暗礁に乗り上げて破船した。この漂着・破船したロベルトソン号は、『宮古島在番記』には「英吉利國ノローマニアニ國ノ船」と記され、オランダ船以外の異国船（南蛮船）として扱われている。南蛮船が漂着破船した場合には「南蛮船漂着・破損之時公事」の公務規定があり、ロベルトソン号の遭難救助にあたってはこの公務規定が適用されたものと思われる。在番や役人たちが勤めた公務規定「南蛮船漂着・破損之時公事」の内容は概ね次の通りである。

- 1、南蛮船が漂着破損した場合には在番並びに筆者一人、所管の頭一人、横目一人、その他、首里大屋子以下の役人は早急に現場へ赴いて対応すること。
- 2、南蛮船が漂着破損した場合には首里大屋子一人と与人一人を飛船使にして報告のため上国させること。報告事項として①船が現れた際の日時と方角・風の方向、漂着破損した際の日時・場所・漂着場の図面など。②船の大きさと形・帆柱・帆数・帆色・旗数・旗の色・人数・風貌・衣類・武具の有無・言語文字の通不通・船の破損箇所の有無・停泊の有無・異国人の予期せぬ行為の有無などを取り調べ報告する。
- 3、南蛮船が漂着した場合には、①南蛮人を船から上陸させないこと。地元の者を船に近づけないこと。数隻の番船を付け、番船には村の役人・百姓を乗せること。②番所を数カ所設けて村の役人・百姓を詰めさせ、一昼一夜交代で勤務し一晩中かがり火を焼かせること。火の用心のため夜間の巡回を行うこと。③漂着場近辺に番所を設け、在番並びに筆者・頭とも昼夜、番所に詰めて警護すること。予期せぬ事態に備えて人数と武器を隠して置くこと。④漂着場に近寄ること・見物・漁労などは禁止すること。⑤船の停泊中に異常な動きがあった場合には飛船を遣わし報告すること。
- 4、南蛮船が破損して南蛮人を上陸させた場合には、①人家はずれに堅固な木屋を設けて荷物などを入れ、木屋の周囲を二重・三重に囲むこと。南蛮人を木屋に入れたらすぐ

未 木屋の戸口を塞ぎ、食糧などを与える際には在番の検見をへて垣根越しに渡すこと。武器類を所持していたら別の場所に保管し厳重に番人を付けること。②破損場から木屋へ南蛮人を移す際には、在番以下役人らの警護人を付けること。③木屋の近くに番所を設けて村の役人・百姓を詰めさせ、夜はかがり火を焼かせること。在番筆者や所管の頭は木屋の近くに昼夜とも詰めて警護すること。

- 5、南蛮人の荷物や道具・船の残骸・沈んだ物などは取り揚げて明細を記すこと。破損場近くの海岸に荷物が漂着するかもしれないので監視すること。南蛮人が迷惑な行為を取った場合には手続きを踏んで逮捕し、船籠に閉じ込めて上国すること。溺死または病死した場合には塩詰めにして上国すること。
- 6、南蛮船漂着破損の事が薩摩で取り沙汰されるのは厳禁となっているので、大和船が現場に居合わせた場合は、船頭から秘密を誓う証文を受け取ること。
- 7、南蛮人を木屋から船に移す際には、在番以下役人らの警護のもと、荷物とも先に調べた帳面に照合した上で乗船させること。南蛮人を乗船させたら、囲って置いた木屋の跡地をすかせること。南蛮人が出航したら行き先を確認すること。近くの海岸や山野などを調べる。風力により戻って来る場合もあるので、陸番・用船などは翌日まで留めておき、船が戻って来なければ、三日目に全員引き上げること。
- 8、南蛮人が帰航する際は、航海中の食糧として二十日分（一日支給規定の二十日分）の飯米・野菜・薪などを支給すること。
- 9、以上の諸々の勤務経過を詳細に書き記し報告のため上国すべきこと。

平良市総合博物館所蔵史料にロベルトソン号遭難救助に関する『歳元文書』の原本コピーがある。虫喰い・破損が著しく大半が判読不可能となっているが、幸い、昭和9年に宮古郡教育部の編纂した『獨逸国商船遭難救助並同国皇帝建碑顛末書』の中に『歳元文書写し』の翻刻文が掲載されている。原本コピーと照合してみると、送りがなの部分が全てカタカナ表記に変えられているが、間違いなく『歳元文書』の翻刻である。『宮古島在番記』とともにロベルトソン号の遭難救助を語る一級の原史料である。又、これに加えて数年ほど前にロベルトソン号・ヘルムシャイン船長の『船長日記』も確認されている。ドイツ文化村建設を進める上野村にドイツの図書館から寄贈されたもので、その日本語の翻訳がなされ、近い時期、発刊の予定となっている。ロベルトソン号遭難救助の概要は、『宮古史伝』や『宮古島庶民史』などでも紹介されており高名であるが、『史伝』『顛末書』『庶民史』を照合すると重要な部分で内容の異なる記述などがあり読み手に少々混乱を与えている。そこで、この小論では『顛末書』掲載の『歳元文書』（翻刻）を基本史料に対訳を付し、更に『船長日記』と重ね合わせて遭難救助の顛末を浮き彫りにするとともに、宮古の在番や役人たちの遭難者に対する対応が、先に記した「南蛮船漂着・破損之時公事」の規定に基づいて行われたであろうことを裏付けてみたい。

1、各史資料に見るドイツ商船ロベルトソン号の遭難救助の顛末

ドイツ商船ロベルトソン号の遭難救助に関する現史料の一つに『宮古島在番記』がある。この『宮古島在番記』はこの事件に関して「①同十二酉年英吉利國ノローマニアニ國ノ船へ同國ノ者共七人女一人広東人男二人都合十人乗合當島宮國村ノ浦へ漂着致破損乗込人数致陸下候付成行為御届馬艦船飛脚使取仕出長浜目差小禄仁屋若文子大宜味仁屋宰領ニテ差登候事。②右者共馬艦船致所望帰帆ニ付成行為御届杣山筆者奥平筑登之惣横目筆者嵩原仁屋飛船使取仕出度々致出帆候処順風不吹續乗戻候ニ付留船相成候事。③右者共帰帆ニ付成行御状差登候事。」と記す。即ち、「①明治六年、英吉利國のローマニアニ國（ジャーマニイ＝ドイツ國）の船に同國の者七人・女一人、広東人男二人、合計十人の乗り合せた船が、宮古島の宮國村の海に漂着したので、その成り行きをお届けするため、馬艦船で飛脚使として長浜目差小禄仁屋・若文子大宜味仁屋を宰領に上国させた。②右の者共が馬艦船を所望して帰国するというので、その成り行きをお届けするため、杣山筆者奥平筑登之・惣横目筆者嵩原仁屋を飛脚使として出帆させたが、順風が吹き続かず乗り戻って来たため留船となった。③右の者共の帰国についてその成り行きを記した御状を差し登らせた。」ことが記されている。

この事件について、『宮古史伝』（慶世村恒任・昭和二年）は「明治六年七月獨逸國の商船エル・イ・ロベルトソン號が、下地村の宮國近海で坐礁難破したが、島民は激浪怒濤を冒して、船長ヘルンシャイン以下の船員を救ひ出した。而して之を歡待すること三十四日の後那覇に送致して皈國せしめた。獨逸皇帝は之を聞召され、島民の仁慈博愛の心あるを嘉みし、大いに感恩の情が起り、永く之を記念せんが爲、明治九年五月軍艦を派遣して漲水港頭の小屋毛に石碑を建設せしめた。」と紹介。

又、昭和九年に宮古郡教育部会の編纂した『独逸国商船遭難救助並同国皇帝建碑顛末書』は「明治六年ハンブルク出帆ノ獨逸商船一艘ハ獨逸人七名同婦人一名乗込ミ、福州へ渡航中四月八日（舊曆）廣東ニ寄港シ支那人二名ヲ同船セシメ五月十四日（舊曆）福州ニ入港、貿易ノタメ六月八日（舊曆）福州出帆、アリヤアレテア國（？）へ渡航ニ際シ六月十五日（舊曆）洋上ニテ颱風ニ遭ヒ、マスト二本ヲ失ヒ獨逸人二名マストニテ打傷死亡、ボート二艘ハ流出シ僅カニマスト一本トボート一艘ヲ船上ニ残スノミ。生存セル支那人二名ノ中、一名ハ兩股に打撲傷ヲ負ヒ、獨逸人五名ノ中一名ハ左脛を打傷シ他ノ一名ハ左足内踝ノ下ニ深イ傷ヲ負ヒ、遂ニ六月十七日（舊曆）夜半ノ頃、南東ヨリノ嵐ノ中ニ宮古島宮國村ノ浦穴川ノ東沖十町餘ノ大干瀬ナル暗礁に坐礁シタノdeal。コノ帆船コソハ国際美談ノ中心トナル獨逸商船エル・ヨット・ロベルトソン號deal。コノ有様ヲ發見シタ遠見ノ役人達ハ在番所ヨリ役人三名島詰醫一名ヲ伴ッテ濱ニ至リ救助ヲ志シタガ當時風波荒ク刳舟ヲ出スベキ様ナク夜ヲ徹シテ篝火ヲ遠近ノ浦々ニ焚キ警戒ニ務メルノミデアッタ。翌六月十八

日（舊曆）風波稍々静り通譯一名手練ノ水主達ハ用水粥ヲ用意シテ二艘ノ刳舟トロベルトソン號ニ在ル只一艘ノボートト合シテ三艘ニテ彼ヲ八名ヲ在番所ヘ救助連行シタノdeal。異國人ハ獨逸人デアリ、遭難ノ事情ニツイテモ言語不通故繪圖手眞似ニテ凡テハ判明ニ至ツタノdeal。傷メル者ハ二名ノ島醫ニヨリテ手當ヲサレ、役人達ハ在番所ヲ開放シテ彼等ニ提供シ、役人達ハ其ノ周圍ニ假屋ヲ四軒新造シテ宿泊シタ。夜ハ篝火ニヨリ百姓交替シテ之を警固シ女子ノ立入りモ禁ジテ濱ヨリ難破船ノ監視ヲ怠ラナカッタ。獨逸人等ノ申出ニヨリ翌十九日（舊曆）ノ朝傳間船デロベルトソン號ノ荷物ハ陸ニ引キ揚ゲラレタ。主ナル荷物ハ衣裳銀箱遠日鏡等ガアリ、小鳥羊猫モ居タ。潜水シテ引揚ゲ得ラレタモノハ茶箱ノミデアッタ。正午頃天候險惡トナリ、獨逸人達ノ止メルガママニ役人達ハ、ロベルトソン號ノ安全策ヲ講ズル暇モナク、午後四時頃、全長四十米幅十二米ノ銅張ノ帆船ヲ暗礁ニ打上ゲシメテ更ニ大破サセ遂ニ放棄スルノ止ムナキニ至ラシメタ。爾後遭難者ハ在番所ニテ月日ヲ過ス内、懷郷ノ念禁ズル能ハズシテ次第ニ健康モ勝レズ、食事モ進マザル様ニナリ、一方沖繩本島ノ船ニテ在番役人二人飛脚トシテ救難報告ニ趣キ、且ツ、ロベルトソン號ノ代船タルベキ官船貸與ノ願モ首里政廳ニ再度モ重ネタガ荏苒日ヲ過スノミニテ埒明カズ人情黙シ得ザル宮古在番ハ遂ニ本島ヨリノ官船一艘ヲ彼等ノ歸航ニ權限ヲ以テ給與ヲ執行シタノdeal。閏六月十七日（舊曆）試運轉、閏六月十九日（舊曆）乗組、閏六月廿四日（舊曆）在番所ニテ別離ノ宴ヲ盛大ニ舉行、閏六月廿五日（舊曆）土産ノ品々ヲ始メ羅針盤薪炭用水食料品等ヲ在番所ヨリ惠贈サレ通譯一名池間村船大工等ノ刳舟二艘ノ水先案内ニヨリ感謝ト喜悅ト惜別ノ涙モテ台灣或ハ福州ノ何レカヘ向フ様出帆西北ニ向ツタ同船ハ十二反帆船ニテ伊良部島沖三里マデ水先案内ハ見送り午後二時頃遂ニ帆影ヲ全ク没スルニ至ツタ。シカシ猶三日ノ間役人共ハ復航ノ事ヲ案ジ浦々ノ警戒ヲ怠ラナカッタ。」と遭難救助の顛末を詳細に記している。

尚又、『宮古島庶民史』（稲村賢敷・昭和四十七年）は「ロベルトソン号は同年六月八日、清国福州を出航し東へ向う途中、十五日より暴風に遭い、十七日には宮古島南岸の宮国村沖で坐礁し破船した。船員は一夜を怒涛と戦い、翌十八日早朝に救助船によって救助されたのである。乗組員は独逸人八名のうち二人は溺死、救助された中には女子一人が居った。支那人は二人であった。本船は長さ四十米・幅十二米の大船であったが、遂に沈没した。乗組員八人は在番仮屋に宿泊し、島民交代しその警護に当った。食事は牛、豚、山羊、鶏類を各村に割当てて支給し、外出の後には数人の村佐事が前後を警護した。かくて翌月閏六月になり、しきりに帰郷を訴えるので、在番、頭協議の上、官船一隻を給与することになり、閏六月十九日、羅針盤その他食料、薪、水等を給し別離の宴を催した。かくて天候を考え閏二十九日、池間くり舟二隻を水先案内につけて伊良部島外三里の先まで送り帰した。」と記している。

2、各史資料の検討

先の項で『宮古島在番記』『宮古史伝』『独逸国商船遭難救助並同国皇帝建碑文顛末書』『宮古島庶民史』に掲載されている「ロベルトソン号遭難救助」に関する記述を紹介したが、各史資料に食い違う記述が見られるので、この項では後に紹介する『蔵元文書』『船長日記』と照合しながら検討を加えてみたい。

まず、歴史書『宮古史伝』に記述された近世時代の歴史事項は、その大方が『球陽』を根拠史料としている。そこで『球陽』に目をとおすのだが、『球陽』にはこの遭難救助事件に関する事項は記述されていない。文献史料に拠らず、おそらく「親越の地」に建立されている「博愛記念碑」の碑文と推測とをもとに記述したものと思われる。『蔵元文書』『顛末書』では、「彼らの乗った船は台湾か福州のいづれかに向かう様子」と記されているが、『宮古史伝』では「三十四日の後那覇へ送致し販國させた」とある。しかし、彼らは那覇には送られておらず、『船長日記』によれば「台湾に向かい四日三晩かかってキールンに到着した」ことが記されている。

次の『顛末書』は、同書に『蔵元文書写』が掲載されており、これを根拠史料に記述したものと思われる。内容は大方『蔵元文書』に添って詳しく記述されているが、しかし、『蔵元文書』では乗組員八人を収容したのは「宮国村番所」になっているのに、『顛末書』では何故か「彼ラ八名ヲ在番所へ救助連行」「在番所を開放シテ彼等ニ提供」「遭難者ハ在番所ニテ月日ヲ過ス内」など、在番所に収容したかのように記している。『蔵元文書』『船長日記』から、乗組員八人が収容されたのは「宮国村番所」であることは間違いなく、更に『船長日記』によれば、新暦7月12日から7月30日までは宮国村番所に収容され、7月31日には「毎日の食事は他村から運ばれて来ており、この場所は北と東に離れていて遠すぎるため」との理由で島の内部にある家（情景描写から野原村番所と思われる）に移されている。そして、8月11日からは全員が船に移って船上生活を送り、8月16日には別離の宴を催して翌8月17日に宮古島を出発したことになる。

『宮古島庶民史』は、『顛末書』を参考資料とし要約したものと思われ、「乗組員八人は在番仮屋に宿泊し」がそのまま引用されている。又、「閏六月十九日（旧暦）に別離の宴を催した。」「天候を考えて閏二十九日（旧暦）に送り帰した。」と記しているがこれは誤記であろう。『蔵元文書』『顛末書』『船長日記』によれば、「閏六月十九日は全員が船に移った日」で、「別離の宴は閏六月二十四日」、「出航したのは閏六月二十五日の早朝八時頃」となっている。何故、このような誤記が生じるのか不思議である。

3、『蔵元文書』に見る「ロベルトソン号遭難救助」の顛末

この項では『顛末書』に掲載されている『蔵元文書』（翻刻）に対訳を付して〔宮古在番から王府への報告〕内容を明らかにし、ロベルトソン号遭難救助にあたって宮古の在番・役人たちがどのように対応したのか、その顛末を見ることにする。内容は五件の覚書からなる。

〔史料一〕

1、明治六年酉年御國元へノ登御問合扣寫

異國船一艘當島宮國村ノ浦へ漂着乗込人數致陸下候以後本船干瀬へ寄付致破損候付諸事御條目ノ通相勤候次第御届申上候。

訳・明治六年酉年、王府への報告控写し

異國船一艘、当島宮國村の海へ漂着し乗組員は上陸、その後、本船は干瀬に寄せ付け破損したので、諸事、御条目（規則）のとおり勤め次第をお届け申し上げます。

覺

1、今六月十七日九ツ時分風巳午ノ間ニテ嵐ノ砌異國船一艘宮國村ノ浦穴川口東表大干瀬ト申ス所ノ沖陸ヨリ三合餘ノ所へ懸留帆檣無之難船ノ躰相見工候處風波強ク小舟往還不相達左右承届方不罷成段右村役人ヨリ届有之早速私共筆者喜納筑登之親雲上詰醫者浦崎筑登之親雲上頭下地親雲上惣横目上地與人以下役々差越候處荒場ノ干瀬原殊ニ風波強ククリ舟漕出方不罷成候付右近邊ノ浦々へ役々並ニ村頭共賦合夜中火立ヲ以テ勤番サセ同十八日ニハ風波漸ク靜相成候付クリ舟二艘通詞役並槳成加子共乗付用水粥等船元へ差遣候處彌々致受用追々唐人二人異國人五人同女一人都合八人右クリ舟二艘並ニ本船傳間一艘ヨリ致陸下候付猶亦湯粥等相與へ役々並ニ村頭共警固ニテ村番所列參リ本國宗旨漂着ノ次第相尋ネ候處言語文字不相通候付繪圖手様ヲ以テ相尋候得バ英吉利國領内チャマニ國ノ船へ同國ノ者七人女一人乗合商賣ノ爲メ福州へ渡海ノ砌四月八日廣東へ潮懸ケ其所ノ男二人便乘ニテ都合十人乗合五月十四日福州へ渡着猶亦爲商賣六月八日アリヤアリレテヤト申ス外國へ渡海ノ洋中同十五日逢大風海上段々及難儀檣被吹折乗込人數拾人ノ中異國人二人ハ檣ニ被打覆爲相果由ニテ風儘ニ流行キ當津漂着候ト形手様ヲ以テ相通申候尤宗旨之儀何ソ疑敷者ニテ無之皆共禮對向律儀相見得申候附・檣被吹折候砌唐人一人兩股被打痛黒々相附異國人一人左脛被打折今一人モ左足内踝ノ下深疵相付三人共歩行不相叶及退屈候付詰醫者浦崎筑登之親雲上嶋醫者名嘉眞筑登之親雲上兩人療治サセ漸ク快氣之躰相見工申候。

訳・6月17日12時頃、南南東の風が吹く嵐の時、一隻の異国船が宮国村の海、穴川東方の大干瀬の沖、陸より3合余の所で係留、帆や帆柱がなく遭難船の様に見えたが、風波が激しくて小舟が往還できず舟と船との受け渡しが出来ない旨、宮国村役人より届け出があった。早速、私共、筆者喜納筑登之親雲上・詰医者浦崎筑登之親雲上・頭下地親雲上・惣横目上地与人・以下役々ともに現地へ赴いたが、荒場の干瀬原は殊に風波が激しく小舟を漕ぎ出すことができないので、近辺の浦々（海岸）へ役人や村頭どもを配置し、一晚中かがり火を立てさせ勤番させた。翌18日には漸く風波も静まったのでクリ舟2隻に通詞役（通訳）と慥な加子（水夫）を乗せ、用水・粥などを遭難船へ差し遣わしたところ全て受け取り、やがて唐人2人・異国人5人・同女1人、合計8人、右のクリ舟と遭難船の伝間船一隻とで上陸したのでさらに湯粥などを与え、役人・村頭ども警護のもと村番所に連れて来た。本国宗旨・漂着の次第を尋ねたが言語文字とも通じないので絵図や手様をもって尋ねたところ、英吉利国領内チャマニ国（ジャーマニイ=ドイツ）の船に同国の者七人・女1人乗り合わせ商売のため福州へ渡る途中、4月8日、広東に停泊しその所の男2人が便乗、合計10人乗り合わせて5月14日に福州へ到着、尚又、商売のため6月8日、アリアアリレテヤ（オーストラリア）という外国へ渡海の洋中、同15日、大風にあい次第に航海困難となり、帆柱が折れて乗組員10人のうち異国人2人は帆柱に打たれて死亡したとのことで、風の吹くまま漂流しこの海に漂着したということが、形や手様をもって理解できた。尤も宗旨の面で疑わしい者はおらず、全員、礼儀正しく律儀である。

附・帆柱が吹き折れた時、唐人1人は両股を打ち黒ずんでおり、異国人1人は左脛を打ち折られ、もう1人は左足の内踝の下に深い傷を負って、3人とも歩行できずに退屈しているのので、詰医者浦崎筑登之親雲上・島医者名嘉真筑登之親雲上の兩人に治療させ、漸く快気の様子が見えてきた。

1、右唐人異国人共當分宮國村番所明除先格之通爲致介抱用達役人晝夜詰込左候テ番所圍外四方假屋四軒打調役々並若文子小横目百姓共賦合ヲ以て夜ハ篝火ヲ燒勤番申付締向堅ク申渡置申候。

訳・右の唐人・異国人どもは、当分、宮国村番所を明け先例のとおり介抱して用達役人を晝夜詰めさせ、更に番所囲いの外側四方には仮屋を四軒打ち立て、役人並びに若文子・小横目・百姓どもを割り振って夜は篝火を焼くよう勤番を申し付け、取締方を嚴重に申し渡してある。

1、私共筆者頭惣横目以下役々手分ヲ以テ右圍所近邊並藏元へ晝夜相詰諸事御條目ノ通堅固相勤申候。

訳・私共、筆者・頭・惣横目・以下役々は手分けして右の圍所近辺や蔵元へ昼夜とも詰め御条目（規則）の通りまじめに勤務している。

1、女人共之儀彼者共ノ目ニ不掛様堅ク取締申渡置申候。

訳・女人共のことは彼の者共の目に触れないよう堅く取締りを申し渡してある。

1、右圍所近邊火用心別テ入念候様申渡置申候。

訳・右の圍所近辺の火の用心には念を入れるよう申し渡してある。

1、本船着場之儀荒場所ノ二テ番人付置候様モ不罷成候付早速ヨリ近邊ノ浦々晝夜勤番附置嶋方之者共並琉人共不近寄様堅ク取締申渡置申候。

訳・遭難船の漂着した所は荒場所なので番人を配置することもできず、それで、早々に近辺の浦々（海岸）へ昼夜とも勤番を配置し、島の人々や琉球人らが近寄らないように堅く取り締りを申し渡してある。

1、同十九日ノ朝荷物取卸度異國人申出有之通詞筆者共附添役々警固ニテ所ノ傳間二艘ヨリ本船へ乗付當用ノ荷物取卸爲申事候處九ツ時分ヨリハ天氣模様不宣候付所ノ者共相合船格護方仕度通詞役共ニテ相達セサセ候處不其儀段手様ヲ以テ爲致返答事候處殊之外風卯辰ノ間ニテ風波荒立七ツ時分ニテ干瀬へ寄揚致破損存外之儀御座候。

附・本文所ノ傳間ヨリ取卸置候荷物取メ小帳別紙差上申候。

訳・同19日の朝、荷物を取り卸したいと異国人からの申し出があり、通訳・筆者共を付き添えて役人ら警護のもと村の伝間船2隻から遭難船に乗り付け、差し当たり必要な荷物を取り卸した処、九ツ（午前12時）頃より天気模様が悪くなったので村の者で船の格護をしようと通訳人共を通して伝えさせたところ、それには及ばない旨、手様で返答があったが、殊の外、風が東南東から吹いて風波を荒立て、七ツ（午後4時）頃には干瀬へ寄せ揚げ破損いたし思いもよらないこととなった。

附・本文の村の伝間船より取り卸して置いた荷物の取メ小帳は別紙で差しあげる。

- 1、衣裳入袋二枚
- 1、黒色カラカネ丸物四枚
- 1、黄色帳箱ノ様成物一枚
- 1、白カネ箱一枚
- 1、小鳥一羽家共
- 1、桶小二枚
- 1、羊一疋
- 1、猫一疋
- 1、遠目鏡四ツ
- 1、茶箱一ツ
- 1、白木箱六枚
- 1、帆布三巻
- 1、帆一枚
- 1、衣裳入具ノ様成數調丸物一枚
- 1、布切並細道具數々有之候
- 1、人數形玉懸床一枚
- 1、犬一疋
- 1、茶箱一ツ

右唐人異國人荷物如斯御座候以上

西六月廿六日

花城親雲上

御鎖之側御方御物奉行所

(訳 右の唐人・異国人の荷物はこの如きものである。以上)
 西(1873年)六月二十六日 花城親雲上
 鎖之側御方御物奉行所

1、旗一枚黒白赤三色ノモノ島方見試ノ爲ニテ候哉長三尋程ノ竹竿ニ釣リ着船早速ヨリ櫃
 表へ着立置爲申事候處前條傳間二艘ヨリ荷物取卸候節一同卸置申候。

附・本文旗之儀當島格護之英吉利國印ト引當候得共相似不申候付通詞役ヲ以テ相尋
 サセ候處英吉利之領内ニモ旗印一定無之其國々相替候由手様ヲ以テ申出候。

訳・旗一枚、黒白赤三色のものを島の人々に確認させるためか三尋(約五、四)程の竹
 竿に釣り下げて着船し、早速、船のへさきに立ててあったが、前条の伝間船二隻で荷物
 を取り卸した際、皆で降ろしておいた。

附・本文の旗について、当島で保存している英吉利国印と照合するけれども似てい
 ないので通訳人を通して尋ねさせたところ、英吉利の領内に一定の旗印はなく
 その国々によって変わるとのこと、手様をもって申し出があった。

1、異國人共衣裳之儀羅紗峠岐西洋布モンパノ様ナル者致着其内男女二人者乗頭ノ様装束
 彼是餘ノ面々トハ相替リ品能ク相見え申候。

訳・異国人共の衣裳は羅紗崑岐（羊毛で織った織物）・西洋布・モンパ（紋羽綿布・フ
ネル）の様なものを着け、その内、男女二人は乗組員の頭の様な装束で、その他の面々
とは変わって上品に見える。

1、船滓荷物之儀茶箱本ニテ寄揚候付潜揚サセ異国人共へ見分候處濡物相成用立不申段手
様ヲ以テ申出候尤沈荷物船滓等之儀當分ハ波立強潜揚方未タ首尾取不申候間潜揚サセ
追々其首尾可申上候。

訳・船の残骸や荷物の儀、茶箱が主に寄せ揚げられたので潜り揚げさせ異国人共へ見分け
させた処、濡れ物になっているので用をなさい旨、手様で申し出があった。尤も沈んだ
荷物や船の残骸の件は当分は波が荒いので未だ揚げさせていないが、潜り揚げさせて
後日その経過・結果を申し上げる。

1、右船滓荷物之儀方々へ寄揚候モ難仕事ニテ諸村浦々へモ役人筆者村頭共晝夜勤番付置
見當次第取揚申出候様堅ク取締申渡置申候。

訳・右船の残骸や荷物の儀、方々へ漂着するかもしれないので、諸村の浦々（海岸）へも役
人・筆者・村頭どもを昼夜とも勤番として配置し、見つけ次第、取り揚げて報告するよ
う厳重に取締りを申し渡してある。

1、本船之儀長二十一尋横六尋三尺有之舵並底棚表惣鉢銅ニテ包ミ置候様相見申候。

訳・本船は、長さ二十一尋（約三十七、八尺）・横六尋三尺（約十一、七尺）あり、舵・底・
棚の表面は全て銅で包んであるように見える。

1、櫓數三本其内二本ハ於海上爲折損由ニテ折口相殘申候。

訳・帆柱数は三本、その内の二本は海上で折れ損じたとのことで、折れ口が残っている。

1、唐人異国人共之儀時々村近邊ヲ致通行候付役々並ニ通事人共跡追ニテ罷通何ゾ故障筋
之儀無之候。

訳・唐人・異国人ども、時々、村近辺を歩き廻るが、役人や通訳人どもが跡からついていく

ので、何ら支障は出ていない。

1、右者共漂着之次第証文可請取之處言語文字不通ニ付無是非請取不申候。

訳・右の者どもの漂着次第の証文を受け取らねばならないけれども、言語・文字とも通じないため仕方なく受け取れないでいる。

1、傳間之儀三艘有之一艘ハ彼者共陸下以後着場之濱へ格護仕置爲申事ニテ堅固ニ有之候處二艘ヲ本船破損之砌流失相成行末相知不申候。

訳・伝間船は三隻あった。一隻は彼らが上陸した後に着いた浜に格護してあるので堅固な状態であるが、二隻は本船が破損した際に流失し行方知れずとなっている。

右旁早々御届爲可申上拾壹反帆金武間切地船預主與那原村居住長嶺筑登之親雲上船頭同村仲井眞筑登之船ヨリ長濱目差小祿仁屋若文子大宜味仁屋飛脚使申付差登申候此旨可然様御披露奉頼候以上。

附・破損場並本船傳間圖一枚漂着人之形貌介抱所之圖一枚取添へ差上申候。

西六月廿六日

花城親雲上

御鎖之側御方

右通御鎖之側御方へ御届申上候間首尾申上候以上。

西六月廿六日

花城親雲上

御物奉行

訳・右の旁ら早々に御届け申し上げるべく十一反帆金武間切地船、預主与那原村居住長嶺筑登之親雲上、船頭同村仲井眞筑登之の船より長濱目差小祿仁屋・若文子大宜味仁屋に飛脚使を申し付け差し登らせる。この旨、然るべきよう御披露頼み奉る。以上

附・破損場並びに本船・伝間船の図面一枚、漂着人の人相・介抱所の図面一枚を取り添えて差し上げる。

西(1873年)六月二六日

花城親雲上

御鎖之側御方

右の通り御鎖之側御方へお届け申し上げるので顛末を申し上げる。以上
酉（1873年）六月二六日

花城親雲上

御物奉行

- 1、此節當島へ異國船一艘漂着致破損乗合唐人異國人共諸事取計向一件ハ別紙ヲ以テ御届申上候通御座候然レハ當島へ唐人朝鮮人異國人漂着本船ヨリ歸帆難成節ハ其御地へ始終成行申上越候上差圖次第何分取計左候テ漂着ノ成行其御地響合不相成候隱密ノ心得可有之旨當夏御取譯被仰越趣御座候ニ付彌仰渡通右漂着人共付届方差扣居申候間何分ニモ早々被仰付越被下度奉存候。

附・本文異國人漂着ノ成行於其御地一切取沙汰致間敷旨此節上國之面々並ニ御來漕馬艦船船頭水主共又ハ帶在人共ヲモ蔵元へ召寄直面ニ堅取締申渡證文取置申候

訳・この節、当島へ異國船が一隻漂着して破損、乗り合わせた唐人・異國人どもの諸事取り計らい方の一件は、別紙を以てお届け申し上げた通りである。そこで、当島へ唐人・朝鮮人・異國人が漂着し本船で帰帆でき難い時には御地（王府）へ全て成り行きを報告した上、指図を受けて何らかの取り計らいを行ってきたが、「漂着の成り行きが御地（琉球）で噂になってはならず、秘密の心得あるべき」旨、当夏に特別な通達があり、仰せ渡しの通り、右漂着人どもの送り届け方を差し控えているので、何らかの指図を早急に仰せ付け下さい。

附・本文の異國人漂着の成り行きについては、御地（琉球）に於いていっさい噂してはならない旨、この節、上国する面々、並びに来島した馬艦船の船頭・水主ども、又は滞在人どもをも蔵元へ召し集め、直接、嚴重に秘密を守るよう申し渡し、証文を取り付けてある。

- 1、右唐人異國人等事當分歸國一件爲何申立モ無之事候得共病人共快氣次第ハ船所望申出爰元ヨリ直歸國之企モ難計何レ其用意無之候テハ不叶吟味ニテ御來漕船之内見合拾貳反帆恩納間切安富祖村地船預主赤田村新里里之子親雲上船頭久米村崎山筑登之船出帆差留置申候。

訳・右の唐人・異國人等の事、当分、帰国の件について何たる申し立てもないが、病人共が快気し次第、船を所望し宮古島から直ちに帰國を企てるかも知れないので、いずれにし

でもその用意がなくてはならないので、吟味の上、来島している船の内から見合わせて十二反帆恩納間切安富祖村の地船・預主赤田村新里里之子親雲上・船頭久米村崎山筑登之の船の出帆を差し止めてある。

右旁御問合申上候以上。

西六月廿六日

花城親雲上

御鎖側之御方

右通御鎖之側御方へ申上候間首尾申上候以上。

西六月廿六日

花城親雲上

御物奉行

訳・右の旁ら報告申し上げる。

西（1873年）六月二六日

花城親雲上

御鎖側之御方

右の通り御鎖之側御方へ申し上げるので顛末を申し上る。

西（1873年）六月二六日

花城親雲上

御物奉行

〔史料二〕

- 1、去月十七日當島宮國村ノ沖へ異國船漂着破損乗込之者共致陸下候付同村番所明除諸事御條目ニ基キ介抱仕候段ハ先達テ御届申上置候通ニテ右者共付届方之儀ハ何分御差圖次第可取計ト折角御返書相待居候折殊ノ外今月十一日ニハ異國人二人保養ト申通詞人共召列平良へ罷登御來漕馬艦船末便拾壹反帆恩納村安（富）祖村地船預主赤田村新里（里）之（子）親雲上船頭崎山筑登之船一艘多良間島用船一艘漲水泊へ滯船仕居候ヲ

見届同到十三日ハ自身等事不意之逢災難必至ト及迷惑候上乘合之内身軀相損當時折角療治方仕居候者共モ罷在一日モ早く歸國仕度夜白念願仕居申事候間道ゾ右馬艦船借船相達呉度通詞人ヲ以テ申出候付當島之儀船所持無之年貢運漕モ府元ヨリ雇船ヲ以テ相達事ニテ府元へ御差圖無テハ右様取計不相成段返答爲致候處礎ト氣象相替食事モ驗兼別而氣請不宜躰見及重テ申立候ハ我等事去四月初比ヨリ是迄數ヶ月故郷ヲ離候上右通本船荷物共致流失所之御厄介相掛助命仕此丈困窮ニ迫り候次第隣愛ヲ加へ島方計得ヲ以テ何分ニモ早く歸國サセ呉度段々言語手様ヲ以テ頻頼掛候由乍此上強テ相斷候テハ唐人夷人共氣請相損何様御故障筋ニモ可相成哉ト其恐罷在是非申立通相達サセ候付厚ク感悦之軀相見得同十七日船乘試方相濟シ同十九日ヨリ惣人數船へ引移滞船中晝夜船住居ニテ廿五日風辰巳之間相成同日五ツ時分出帆爲致次第御座候尤モ行先之儀ハ爰元ヨリ福州台灣兩方之間へ渡着右異人共同國ノ商船便乘ニテ致歸國候内存之由通詞人共ハ嘸爲有之段申出候。

訳・去月十七日、当島宮国村の沖へ異国船が漂着破損し乗組員どもが上陸したので村番所に収容し規則に従って介抱している事は、先だってお届け申し上げた通りであるが、右の者どもの送り届け方については御指図のあり次第処理すべきと御返書を待っている折り、殊の外、今月十一日には異国人二人が保養と申して通訳人どもを連れて平良へ出てきて、御来漕馬艦船の末便で十一反帆恩納村安（富）祖村地船・預主赤田村新里里之子親雲上・船頭崎山筑登之の船一隻、多良間島の用船一隻が漲水泊へ停泊しているのを見届け、十三日に至っては「自分たちは不意の災難に遭遇して困っている上、乗組員の中には身体を負傷して治療を行っている者どももあり、一日も早く帰国したいと夜も昼も念願している。何卒、右の馬艦船の借船を許可してもらいたい」と通訳人を通して申し出があったので、「当島には所持する船がなく、年貢の運送も王府より雇船をもって行っているの、王府の御指図がなくは船を貸し与えることができない」旨返答したところ、急に気分を変え、食事が進まず、特に気落ちしたように見え、重ねて申し立てるには「我等がこと、去る四月初め頃から是まで数ヶ月故郷を離れた上、右の通り本船・荷物とも流失してしまい、村のご厄介になって命も助かり、これだけ困窮に及んでいる状況をご憐愛下さり、島方の配慮を以て何分にも早く帰国させて下さるように」と、言語・手様などを以て頻りに頼み込んでくるので、これ以上断っては唐人・夷人どもが感情を損ねて何らかの事件を起こす恐れもあり、申し立ての通り借船を許可したところ大変な喜び様で、同十七日には船の試し乗りを済ませ、同十九日には全員が船に乗り移り、停泊中は昼夜とも船で生活して、同二十五日に風が辰巳（南東）の風向きになったので、同日五ツ（午前八時）頃には出帆した。尤も、行き先についてはこの島から福州か台湾のいずれかに渡り、同国の商船に便乗して帰国する考えであると

通訳人どもに話があった旨、報告があった。

1、滞船中通詞人共並二用立役々船詰合諸事取計爲致尤着場ノ濱並二近邊ノ浦々勤屋番數軒打調役々並二若文字小横目村頭共賦合ヲ以テ晝夜勤番サセ締向堅ク申渡置申候。

右者共事當所近邊ノ海路干瀬原深淺等無案内之由ニテ船工ノ者共口外迄案内者召付度有之池間村船工ノ者共並二通詞人共クリ舟二艘へ乗付右者共乘船一同漕出サセ候處伊良部島ヨリ三里程之沖迄警固ニテ相送り爲申段首尾有之候。

訳・停泊中、通訳人や用立役人らは船に詰めて諸事の対応を行った。尤も、近辺の海岸には勤番屋を数件設けて役人や若文字・小横目・村頭どもを割り振って昼夜とも勤番をさせ、厳重に取締りを行うよう申し渡しておいた。右の者ども、当所近辺の海路・干瀬原の深淺などに無案内なので、外海まで水先案内人を付けて欲しいとの要望があったので、池間村船工の者ども並びに通訳人どもをクリ舟二隻に乗せ、右の者どもの乗った船を一齐に漕ぎ出させた処、伊良部島より三里程沖合まで護送したとの経過報告があった。

1、右船之儀酉戌之間へ通船八ツ時分後ヨリハ帆影モ相見得申段伊良部島役人ヨリ届有之候。

訳・右の船は酉戌（西北西）の方へ通船し八ツ（午後二時）頃には帆影も見えなくなった旨、伊良部島の役人から届け出があった。

1、本船破損不致内取卸置候荷物ノ儀先達品立書ヲ以テ御首尾申上置候通惣躰積歸申候。

訳・本船が破損しない内に取り卸した荷物は、先に品立書を以て報告申し上げた通りで、全ての荷物を積んで帰って行った。

1、方針無之候テハ遠海難乗渡候處所持之モノハ本船破損之砌流出相成候間所望相達呉度申出有之候付島方格護ノモノヨリ相渡置申候。

訳・羅針盤がなくては遠海を乗り渡るのは難しく、所持していた羅針盤は本船が破損した際に流失してしまったので所望を達して下さるよう申し出があった。それで島で保管

している羅針盤の中から譲り渡しておいた。

- 1、前條漂着人共事出帆ノ前日致對面度旨通詞人ヲ以テ申出候付私並筆者喜納里之子親雲上頭足松原首里大屋子色衣冠ニテ於藏元致對面候處此迄親實介抱ニ預リ以上船ヲモ被相與重疊之高恩報酬可仕様無之段厚ク謝禮申出候。

訳・前条の漂着人どもの事、出帆の前日に対面したい旨、通訳人を通して申し出があったので、私と筆者喜納里之子親雲上・頭足松原首里大屋子、色衣冠（官職姿）で藏元に於いて対面したところ、これまで親身に介抱してもらい、又、上船をも与えられ、重疊の高恩に対し報いる術もないと厚く謝礼を申し出た。

- 1、右船乗戻候儀モ難計其翌日ハ浦々勤番召付置三日目ニ到リ引取置申候。

訳・右の船が戻って来るかも知れないので、翌日は各海岸に勤番を配置して置き、三日目になって引き払った。

- 1、右者共へ下程品々並海上飯米野菜肴用水薪木等先格之通相渡置申候。

訳・右の者どもへ与えた品々並び航海中の飯米・野菜・肴・用水・薪木等は先例の通り渡して置いた。

- 1、右者共荷物之儀茶箱本ニテ寄揚候付潜揚次第入見分候處滯物相成用立不申段有之且沈荷物船滓等之儀風波強ク潜揚方首尾取不申候間追々潜揚サセ首尾可申上段先書申上置候通ニテ嶋方傳間兩艘ヨリ異國人二人通詞人共並水練達者之者共召列潮時見合度ク破損場差遣候處荒場之所ニテ沖の方へ爲被引流哉別紙小帳之分迄ヲ潜揚候得共前條馬艦船ヨリ致歸國候付テハ本船傳間並右潜物等積歸候様通詞人ヲ以テ相達候處於本國難場之成行届ノ爲ニテ候哉濡茶箱壹ツ請取其餘ハ都テ入用無之候間島方法様之通致付届候様有之候付格護方申渡置候間付届方之儀何分被仰付度奉存候。

附 船滓荷物類跡以テ方々へ寄揚候儀モ可有之哉見當次第取揚首尾可申出旨諸村役人へ堅申付候處一向寄揚不申段證文ヲ以テ申出有之候。

右旁御届爲可申上拾反帆船主久米村嫡子山田筑登之親雲上預主與那原村住居鶴之子新垣筑登之親雲上船頭城間筑登之船ヨリ山筆者奥平筑登之惣横目筆者嵩原仁屋飛脚申

付差登申候。

此旨可然様御披露奉頼候以上。

附 漂着人共へ相渡置候護照書一枚爲御覽寫ヲ以テ差上申候。

酉閏六月廿八日

花城親雲上

御鎖之側御方

右通御鎖之側御方へ申上候間首尾申上候以上。

酉閏六月廿八日

花城親雲上

御物奉行所

訳・右の者どもの荷物の儀、主に茶箱が寄せ揚げられたので、潜り揚げ次第、確認させたところ、濡れ物になり用立てならないとのこと。且つ、沈んだ荷物や船の残骸などの儀は風波が強く潜り揚げ方の段取りが取れないので、追々、潜り揚げさせて結果を報告すべき旨、先書で申し上げて置いた通り、島方の伝間両隻より異国人二人・通訳人共・水練達者な者共を召し連れ、潮時を見合わせたく破損場へ差し遣わしたが、荒場の所なので沖の方へ引き流されたのか、別紙小帳の分だけ潜り揚げたけれども、前条の馬艦船より帰国するに際し、本船伝間・潜り物等を積み帰るよう通訳人を介して伝えた処、本国に於いて遭難の状況届けに必要なのか濡れ茶箱一つを受け取り、余りの物は全て必要としないので、島方の規則に従って（王府へ）送り届けるようにとのこと。それで保管を申し渡してあるので送り届け方について、何らかの指示を仰せ付け下さい。

附 船の残骸や荷物類があとで方々に寄せ揚げられることもあるので、見つけ次第取り揚げてその結果を報告するよう諸村役人へ嚴重に申し付けてあったが、一向に寄せ揚げがない旨、証文をもって報告があった。

右の旁らお届け申し上げるべく、十反帆船主久米村嫡子山田筑登之親雲上・預主與那原村住居鶴之子新垣筑登之親雲上・船頭城間筑登之の船より杣山筆者與平筑登之と惣横目筆者高原仁屋に飛脚を申し付け差し登らせる。

この旨、然るべき様、ご披露頼み奉る。以上。

附 漂着人共へ渡した護照書一枚、ご覧のため写しを以て差し上げる。

酉（1873・明治6年）閏六月二八日

花城親雲上

御鎖之側御方

右のとおり御鎖之側御方へ上申するので、顛末を申し上げます。以上。

酉（1873・明治6年）閏六月二八日
御物奉行所

花城親雲上
土以知蘇奉露氣崎崎然何旨哉

土雲 歸 銀 辨

覺

日八廿月六閏酉

土雲 歸 銀 辨 覺
仙山筆者奥平筑登之 惣横目筆者嵩原仁屋

式崎洲之殿崎

右去月十七日英吉利國之領内チャマニ國之船一艘漂着致破損乗込之者共御來漕馬艦船ヨリ
歸帆仕候付成行御届爲可申上拾反帆船主久米村嫡子山田筑登之親雲上預主與那原村居住西
鶴之子新垣（里）之（子）親雲上船頭城間筑登之船ヨリ差登申候間御用筋相濟次第早々歸
帆被仰付被度奉存候以上。

西行奉候崎

酉閏六月廿九日

頭足松原首里大屋子 下地親雲上
砂川親雲上 上運天里（之）子親雲上
喜納筑登之親雲上 川平里（之）子親雲上
仲村親雲上 花城親雲上

御物奉行所

（訳）本 設式大前アトト申入知前ニモ申候ハ 覺 卷掛リ番・間立御本、上綱ヨリ十國掛

仙山筆者奥平筑登之 惣横目筆者嵩原仁屋

右は去月十七日英吉利國之領内チャマニ國の船が一隻漂着破損し、乗組の者どもが御來漕
の馬艦船で歸帆したので、成り行きを申し上げるべく、十反帆船主久米村嫡子山田筑登之親
雲上・預主與那原村居住西鶴之子新垣（里）之（子）親雲上・船頭城間筑登之の船より差
し登らせるので、御用が済み次第、歸帆するよう仰せ付け下さい。以上。

酉（1876年）閏六月二九日

頭足松原首里大屋子 下地親雲上
砂川親雲上 上運天里（之）子親雲上
喜納筑登之親雲上 川平里（之）子親雲上
仲村親雲上 花城親雲上

御物奉行所

土雲 歸 銀 辨

日八二廿六閏（辛酉）酉

式崎洲之殿崎

上綱ヨリ十國掛

4、『蔵元文書』と『船長日記』に見る遭難救助の顛末

この項では『蔵元文書』に『船長日記（抜粋要約）』を重ね合わせて『蔵元文書』の信憑性を固めるとともに救助側・遭難者側の行動や心情を対比させてロベルトソン号遭難救助の顛末を浮き彫りにする。

〔船長日記〕

一八七三年七月三日（水）、ロベルトソン号はパヨーデ・アンカレッチを出発し翌日には台湾海峡に出た。船は強い北の海流をさけ、コースを東から北にかえて台湾と宮古群島をめざした。八日（火）朝、タイピンザン（宮古島）が見えた。昨晩は空気がとても澄んでいて星を船の明かりと間違えたりした。水星が海に映って水平線の下に見えた。その星が少し登ってきた時、まるで小さな太陽のように見えた。このような情景が、台風の前兆であることを私は知っていた。十二時頃、タイピンザンの南端が船から西の方向に見えた。波が高くなってきた。夜になり風が強くなって波は増々高くなり、夜中には激しい嵐となった。七月九日（水）、風は東風で大変な嵐であった。船は全体に振動し、一番広い部分は水につかり、海そのものは泡と化した。高波は突風の合間にやってきた。私は後ろから大きな波を受けた。波に背を向け力の限り船にしがみついたが、何かに頭を打って意識を失ってしまった。水が私を大甲板へ運び、溺れていくような気持ちになった。幸い眼前のロープを掴み、やっと立つことができた。上の歯が三本折れて上唇にささり、口の中に激痛がはしった。私のすぐ側で舵手の助けを求める叫びがした。彼は甲板の上に倒れ、足は重たい円柱の下敷きになっていた。彼を助けてから、反対側にいくと、舵を取っていた二人の内、一人は足の骨を折り、もう一人は甲板の柵を越えて海に落ち溺れ死んだ。その夜の八時頃には大工のオルヘフトも食糧倉庫の修理をしている時、海水が浸入して溺れて死んだ。風は東南東から南東、そして、西に変わっていった。船は使いものにならず、舵なしで波の上に漂っていた。嵐が終わるまで私達はどうすることもできなかった。夜中の二時頃から風は少し弱まり、嵐は峠を越した。七月十日（木）、水平線がかすかに見え、波はとても高く、海と空との境界がはっきりとわからなかった。七月十一日（金）、早朝、海水が船に入ったのでこれを汲みだす作業に時間がかかった。その後、船が風を受けるように帆をつけた。長い竹の棒を使って、布で縛ったロープを前につきでた大きなマストに結んだ。その時、私は右側の風下に黒い縞模様を見た。観察の結果、北西から北・東南東にかけて陸地を確認することができた。この南風と高波に押されて必ずそこに船は行き着くに違いないと感じた。三十分間位、私達は色々と想像しながら、その陸地を観察した。その海岸はどこなのだろうか。島の名前は何かというのだろうか。既に陸地がはっきり見えてきた。それは低い海岸で、所々に小さな木や崖が見えた。今や何としてでも私達は生命を守らねばならぬと考えた。船は今、海流の中に入っていた。非常に速く海岸の方に流されていった。海岸に近

づいたので、波が珊瑚礁にぶつかって砕けているのが良く見えた。今や最後の望みは錨であった。海水はまだ真っ青だった。深い証拠である。やや緑色になってきたところで錨を落とした。チェーンは海の底の方に落ちて行き、海底まで届いた。右舷の錨も落とし可能な限りチェーンを長くはずした。波が船のあちこちにぶつかってきた。大きな岩がありその上に珊瑚が見えた。大波が甲板に押し寄せてきた。錨がはずれたら私達の命は終わりだ。チェーンがうなる。どうやら錨は固定したようだ。船は危うく転覆しそうになりながらも、もう動かなくなった。私達は助かったのだ。しかし、もう一人の犠牲者がでた。中国人召使が大きな食糧樽に挟まれてつぶされてしまい、大怪我をしてしまったのだ。海岸の光景は、私達を失望させた。ただ、崖があるのみだった。所々に低い藪があり、あとは白い海だけである。私達は泳ぐための準備を始めた。まず、シャツと半ズボン、そして、ベルトとナイフ以外は洋服を全て脱いだ。泳ぐとき使うため木の破片を集めた。錨がはずれチェーンが切れたら船が崖にぶつかるのは明らかで、木の破片を使って泳ぐということが、私達に残された唯一の方法だったのだ。水が浅くなり風波が弱まったので、私達は船の修理を始めた。そうこうしているうち、ふと私が望遠鏡で海岸を見ると、そこに何と人間を発見したのだ。嬉しさが一度にこみあげてきた。彼らは海岸をあっちへ行ったりこっちへ行ったりしていた。私達はすぐに一番大きな旗を竹の棒にさして思いっきり振った。そのうち海上に黒っぽいものを見た。それはだんだん近づいてくる。オールがついているのを確認したとき、やっとそれがカヌーであることが分かった。カヌーは私達の船の後方に止まり、五人の褐色の人々が珊瑚礁の上におりた。彼らも青い旗を掲げ、私達の方へ向かって、波の当たる岩の所まで来た。私達は木をロープで縛って海へ投げたが、珊瑚礁に当たって砕けてしまった。五人の人々はその破片を拾い集めるとカヌーに乗って帰ってしまった。私達は非常にがっかりし、かつ、腹を立てた。しかし、冷静になって考えてみれば、彼らも浅い水の中をカヌーで岩を越えてやって来ることは不可能だったのだろう。今日はまだ島からの救助はないと判った。島の人々は暗くなれば当然のことながら寝てしまうに決まっている。夜がくれば私達も寝たい。それよりもおなかですいてたまらない。何でもいいから食べたいと思う。

〔蔵元文書〕

1、旧暦六月十七日十二時頃、南南東の風が吹く嵐の時、一艘の異国船が宮国村の海、穴川東方の大干瀬の沖、陸より三合余の所で係留、帆や帆柱がなく遭難船の様に見えたが、風波が激しくて小舟が往還できず舟と船との受け渡しが出来ない旨、宮国村役人より届け出があった。早速、私共、筆者喜納筑登之親雲上・詰医者浦崎筑登之親雲上、頭下地親雲上・惣横目上地与人・以下役人らとともに現地へ赴いたが、荒場の干瀬原は殊に風波が激しく小舟を漕ぎ出すことができないので、近辺の浦々（海岸）へ役人や村頭どもを配置し一晚中

かがり火を立てさせ勤番させた。

〔船長日記〕

時計は八時、皆を先に寝かし私は看視をした。一人で甲板に座ってまわりを見渡した。どこもかしこも壊されている。怪我した人は痛みでひどいうめき声をあげている。誰も良く眠ることはできなかった。灰色の雲の動きは速く、海岸の鳥はするどく鳴いている。海はいつもと変わらない。私は死を見つめていた。そして、家族を思い出していた。突然、遠くの海岸で光が見えた。その光はだんだん大きくなり、そのうちかなり遠くまで届くようになった。島の人々が、私達に対して送っているサインであることは疑う余地もなかった。彼らは私達を助けに来てくれるのだろうか。その瞬間、生きようとする勇気が私に湧いてきた。錨はまだ大丈夫だ。海もだいぶ静かになってきた。助かるかもしれないという予感がした。十二時頃、下に降りて行き、翌朝四時に舵手に起こされるまで安心した気分ですりと眠った。

〔蔵元文書〕

翌十八日には漸く風波も静まったので、クリ舟二隻に通詞役（通訳）と慥な加子（水夫）を乗せ、用水・粥などを遭難船へ差し遣わしたところ全て受け取り、やがて唐人二人・異国人五人・同女一人、都合八人、右のクリ舟と遭難船の伝間船一艘とで上陸したのでさらに湯粥などを与え、役人・村頭ども警護のもと村番所へ連れて来た。

〔船長日記〕

朝になって、私達は救命ボートの修理を始め、八時頃までにはそれが使えるように直した。それから私達は皆、じっと海岸を見つめていた。そして、とうとう二艘のカヌーが私達の方に向かってやって来るのを見たとき、どんなに嬉しかったことか。私達は息をのんでそのカヌーを見守っていた。だんだん近づき、とうとう珊瑚礁のところまでやってきた。押し寄せる波の間を通り抜け、波にのまれこまないように、止まらないで、行きつ戻りつ、とうとう私達の船までたどりついた。私達はすぐ彼らにロープを渡した。一人の男が甲板にあがって来た。彼は温かいキビ（粟）と飲み水を持って来た。そういうものは私達の船にもまだあったが、きっと彼らは自分たちが私達に対して好意を持っていることを示したかったのだと、私は思っている。一刻も早く怪我人たちを島に運んで欲しかった。彼らのカヌーに全員が乗ることはできなかったのだから、彼らの力を借りて私達のボートを海に出そうと思った。大変な思いをしながらも何とかボートを海に出すことができた。先ず病人やけが人をボートに乗せ、舵手ともう一人もボートに乗った。ボートは動き始めた。ほかの人々は泳

いでカヌーまで行った。現地人を先頭に私達の一行は海岸へと向かった。無事に波を越え、静かな入江にたどりついた。海岸の砂浜に近づくと、遠くからきちんとした服装の人々が日傘をふっているのが見えた。海岸に着くと褐色の人々は降りて、カヌーを水から引き揚げた。舵手もボートから降りてきた。私達は助けられたのだ。私達はおじきと挨拶を受けて迎えられた。海岸にゴザが用意されており、着物を着た主人らしき人が私達をゴザに案内してくれた。お茶をもてなされたが、とにかくあんなに美味しいお茶は、それまでに飲んだことはなかった。温めたキビ（粟）もあり、私達は心から有り難く、彼らのもてなしを受け入れた。この島には英語を話せる者が一人もいなかった。一人だけ本を使いながら私達に話しかけてきた者がいたが、彼の言葉はよく解からなかった。私は自分たちが思ったとおりタイピンザン（宮古島）にいることを知った。島の人々が集まって来た。医者が出て来た。その人は威厳のある顔つきで病人の脈拍を計っていた。そして、召使と思われる人が、原始的な担架を三つ持って来た。その中に病人を寝かし、私達は皆、上の方へ、石とサボテン（竜舌蘭）の間の狭い道を歩いて行った。高い石垣に囲まれた家（宮国村番所と思われる）に着いた。大変優しそうなお老人が私達を迎えてくれた。そして、私達をゴザの上に座らせ、もう一度、お茶とキビ（粟）をふるまわれた。一休みした後、違う人たちがやってきて、病人の世話をしてくれた。

〔蔵元文書〕

本国・宗旨・漂着の次第を尋ねたが言語・文字とも通じないので絵図や手様でもって尋ねたところ、英吉利国領内チャマニ国（ジャーマニイ＝ドイツ）の船に同国の者七人・女一人乗り合わせ商売のため福州へ渡る途中、旧暦四月八日、広東に停泊しその所の男二人が便乗、合計十人乗り合わせて旧暦五月十四日に福州へ到着、尚又、商売のため旧暦六月八日、アリアアリテヤ（オーストラリア）という外国へ渡海の洋中、同十五日、大風にあつて次第に航海困難となり、帆柱が折れて乗込人十人のうち異国人二人は帆柱に打たれて死亡したとのことで、風の吹くまま漂流しこの海に漂着したということが、形や手様をもって理解できた。尤も宗旨の面で疑わしい者はおらず、全員、礼儀正しく律儀である。

附・帆柱が吹き折れた時、唐人一人は両股を打ち黒ずんでおり、異国人一人は左脛を打ち折られ、もう一人は左足の内踝の下に深い傷を負って、三人とも歩行できずに退屈しているので、詰医者浦底筑登之親雲上・島医者名嘉眞筑登之親雲上の兩人に治療させ、漸く快気の様子が見えてきた。

〔船長日記〕

彼らは自分を指して「ワタシ、タイピンサンジン、アナタハ? me t y p i n s a n m a n , y o u ? 」と英語で尋ねてきた。私達の国籍を聞いた後で、自分で何度も繰り返し、後からやって来た人たちに、私達がドイツ人であることを教えようとして、「ジャーマニ Germany」といろいろな人に言っていた。(略)七月十五日(火)、色々な現地人が私達を尋ねて来た。私は彼らにとって見たこともないものを全部見せてあげた。特に私の地図は彼らの大きな関心を呼んだ。東半球のタイピンサン(宮古島)や台湾、中国、イギリス、ドイツなどを指し示した。そして、タイピンサンの小ささに彼らは驚きをみせ、とても理解しがたいようであった。彼らは二十回くらい航海路のことを質問してきた。「S h i p o g o G e r m a n i y , g o C h i n a ? (シッポ ゴー ジャーマニイ、ゴー チャイナ?)」と。一人は手書きの本を持って来て、その本に書かれているいくつかのお決まりの文章を引用して質問した。私は彼に私達の通った航路を説明した。また、彼ははっきりした言葉で「S h i p o g o G e r m a n i y , g o C h i n a h o w m a n y m o n t h s e (シッポ ゴー ジャーマニイ、ゴー チャイナ ハウメニ マンズ?)」と質問した。長い長い旅のことや他のことを聞いて、彼はあらためて驚いていた。

〔蔵元文書〕

1、右の唐人・異国人どもは、当分、宮国村番所を明け先例のとおり介抱して用達役人を昼夜詰めさせ、更に番所囲いの外側四方には仮屋を四軒打ち立て、役人並びに若文子・小横目・百姓どもを割り振って夜は篝火を焼くよう勤番を申し付け、取締方を嚴重に申し渡してある。

〔船長日記〕

家(宮国村番所)の中にはあまり家具らしきものはない。家具は必要でないからであろう。角に二フィート(約六十cm)程の棚がありその外壁には薄い紙が貼られており、夜になるとその中に油を入れた小さな皿を入れる。即ち、それはランプになる。家の中には炭を入れる大きな入れ物(火バチ)があり、その中にはパイプをふかすためにいつでも火がついている。痰壺とインク入れもある。インク入れは石に穴が彫ってあって、その穴の中でインクの固まったものを擦りおろす(硯と墨のことと思われる)。それはまた字を書くための筆の置場にもなっている。隣の小さな家に台所がある。いくつかの石の間に木が於いてあり、そこでウチワを使って火をおこす。中国で使われている御飯を作るための大鍋がここでも使われている。他に浅い鍋とお茶を作るための湯を沸かす鍋があり、それらは

緑色のフォークの形をした枝に掛けられている。小さな浅い鍋はチャウチャウを作るものだ。チャウチャウとは、小さく切った脂肉と魚あるいは鳥肉、青野菜などを入れてフランス風シチューのような食べ物である（雑炊と思われる）。出来上がると大きなスプーンで小さな陶器か木の器に入れ、お盆に置いて人々に運ばれる。食事はムシロの上で食べる。一日があつという間に終わった。我々は横になった。辛かった前日から、やっと今、休むことができた。海の上でなくちゃんとした陸の上にいるという実感と、そして、親切な人々と一緒にいるという意識が、私達にぐっすり眠ることの安心感を与え、又、未来に対して希望を与えてくれるものであった。

〔蔵元文書〕

1、私共、筆者・頭・惣横目・以下役々は手分けして右の囲所近辺や蔵元へ昼夜とも詰め御条目（規則）の通りまじめに勤務している。

1、女人共のことは彼の者共の目に触れないよう堅く取締りを申し渡してある。

〔船長日記〕

女たちはトルコ的な配慮で守られている（女の人を外に出さないということ）。いつか一度だけクーリーの妻が自分の息子を汚い池の中で洗っているのを見たことがあるがそれだけだ。きっと自分たちの王様の服を作るのに忙しいのかもしれない。それは大変な仕事だ。まず植物から糸を作ることから始めるのだから。

〔蔵元文書〕

1、右の囲所近辺の火の用心には念を入れるよう申し渡してある。

（5日録）

1、遭難船の漂着した所は荒場所なので番人を配置することもできず、それで、早々に近辺の浦々（海岸）へ昼夜とも勤番を配置し、島の人々や琉球人らが近寄らないように堅く取締りを申し渡してある。

1、同十九日の朝、荷物を取り卸したいと異国人からの申し出があり、通訳人・筆者共を付き添えて役人ら警護のもと村の伝間船二隻から遭難船に乗り付け、差し当たり必要な荷物を取り卸した処、九ツ（午前十二時）頃より天気模様が悪くなったので村の者で船を格護しようと通訳人共を通して伝えさせたところ、それには及ばない旨、手様で返答があったが、殊の外、風が東南東から吹いて風波を荒立て、七ツ（午後四時）頃には暗礁へ寄せ揚げて破

損いたし思いもよらないこととなった。

附・本文の村の伝間船より取り卸して置いた荷物の取メ小帳は別紙で差しあげる。

〔船長日記〕

七月十三日、かなり早く起きた。船を見に行きたかった。しかし、私達の主人たちはすぐに行くことを許さなかった。しばらくして許可が出たが、その時はまるで囚人のように扱われた。例えば、いつも決まった道しか通ってはならなかったし、外出する時は誰かが必ずついてくるのだった。上から船を見るとまだ錨ははずれておらず、静かな海に浮いていた。しかし風にあおられて西側に向いているのはあまり良い兆候ではなかった。私達が海岸に出た時、人々は既に二艘のカヌーを用意して私達を待っていてくれた。それに気づいて私達は大喜びした。カヌーに乗り込みおよそ二十個のカイとオールを漕ぎながら船に向かっていった。素早く波の当たる岩のところを通り抜け、難破船の長い壁に到着した。軽い東風なのに波はとても高かった。偉そうなタイピンサン人（宮古人）が二人、一緒についてきて、「t o o k , s e e s h i p o」と言うので、彼らに船室を見せた。最初から質問責めにあい、自分のやりたいことができなかった。急に船が激しく揺れたため彼らは慌ててカヌーに戻り私にもすぐ帰るようせかさせた。仕方なく私はカヌーに戻り島へ帰った。船にいたのはわずかな時間だったので、少しの洋服と二丁の鉄砲、六分儀、クロメータ、その他タバコ二箱と乾燥肉二箱を運んだだけであった。しかし、舵手は他のカヌーに乗っていたため少し時間に余裕があった。おかげで皆の洋服と国旗・望遠鏡・飲物・小麦粉一袋・何かゴかのジャガイモ、それに大事な大工道具を持って来ることができた。全ての物を私達の家運び終わった時にはすでに三時頃になっていた。潮が満ちる頃、私達は再び海に行きもう一度船まで行けるかどうか確かめに出た。林から海岸に出るや「もうだめだ」と判断した。波は高く船は錨がはずれて前の部分は暗礁に乗り上げており、後ろの部分は海水に深く沈んでいた。そして絶えず波にひどく揺られていた。すぐに皆は全てを理解した。高い所からこの劇を息を飲んで見守っていた。波はどんどん激しくなり船を上から下から横から乱暴になぐりつけていた。波が来ると船は倒れ完全に海水に沈む。そしてまた起き上がり、そのはずみでするどく暗礁にぶつかる。そんなことの繰り返しだった。

〔蔵元文書〕

1、旗一枚、黒白赤三色のものを島の人々に確認させるためか三尋（約五、四尺）程の竹竿に釣り下げて着船し、早速、船のへさきに立ててあったが、前条の伝間船二隻で荷物を取り卸した際、皆で降ろしておいた。

附・本文の旗について、当島で保存している英吉利国印と照合するけれども似ていない

ので通訳人を通して尋ねさせたところ、英吉利の領内に一定の旗印はなくその国々によって変わるとのこと、手様をもって申し出があった。

1、異国人共の衣裳は羅紗岬岐（羊毛で織った織物）・西洋布・モンパ（紋羽綿布・フランネル）の様なものを着け、その内、男女二人は乗組員の頭の様な装束で、その他の面々とは変わって上品に見える。

1、船の残骸や荷物の儀、茶箱が主に寄せ揚げられたので潜り揚げさせ異国人共へ見分けさせた処、濡れ物になっているので用をなさい旨、手様で申し出があった。尤も沈んだ荷物や船の残骸の件は当分は波が荒いので未だ揚げさせていないが、潜り揚げさせて後日その経過・結果を申し上げる。

1、右船の残骸や荷物の儀、方々へ漂着するかもしれないので、諸村の浦々（海岸）へも役人・筆者・村頭どもを昼夜とも勤番として配置し、見つけ次第、取り揚げて報告するよう嚴重に取締りを申し渡してある。

〔船長日記〕

七月十四日、風と冷たい雨。早朝六時に私は海岸に出て船を見た。船は元の場所にはなく、捜していると暗礁の上に船の残骸が見えた。何とも無残な姿。前の部分は折れ、後の部分から右舷が分かれ、左舷は腕のように海上に浮いていた。望遠鏡でみると、激しい波により船室は後の方へ引き剥がされていた。目に見えるほど近くまで茶箱が流れ出していた。小さな部分は海岸に流れ着いていたが、あとの殆どは風と海流によって西の方へ運ばれていった。私が家に帰った時には、もう皆はこのことを知っていて、私達に同情するように悲しい顔を見せていた。午後になって私はもう一度海岸へ行った。船の残骸が入江に入っているのを見た。後の部分と船首の半分はまだつながっていた。現地人は熱心に茶箱を拾い集め、夜までに約四十個の茶箱を家に運んできた。全てひびが入っていて海水が中に入っていた。私は何個かを開けてみて「こういうのはもう使えない」と彼らに教えたが、彼らは諦めなかった。それどころか茶箱を全部上に運び、ムシロの上に広げて茶を乾かした。全部で何個あるかを書きとめ、夜になってもう一度、老人たちによって箱が数えられて、その数を私は知らされた。

〔蔵元文書〕

1、本船は、長さ二十一尋（約三十七、八尺）・横六尋三尺（約十一、七尺）あり、舵・底・

出の棚の表面は全て銅で包んであるように見える。

1、帆柱数は三本、その内の二本は海上で折れ損じたとのことで、折れ口が残っている。

1、唐人・異国人ども、時々、村近辺を歩き廻るが、役人や通訳人どもが跡からついていくので、何ら支障は出ていない。

〔船長日記〕

七月十六日、午前中ずっと雨だった。昼になってやっと島の西の方まで散歩に出てもよいという許可が出た。しばらく散歩したあと、連れの者が足を止め「g o h o u s e , T h y P i n s a n t h e s a m e (家に戻ろう、宮古島は何処も同じだ)」と言った。そして、私達がいくら頼んでもそれ以上は行かせてもらえなかった。

〔蔵元文書〕

1、右の者どもの漂着次第の証文を受け取らねばならないけれども、言語・文字とも通じないため仕方なく受け取れないでいる。

1、伝聞船は三隻あった。一隻は彼らが上陸した後に着いた浜に格護してあるので堅固な状態であるが、二隻は本船が破損した際に流失し行方知れずとなっている。

1、この節、当島へ異国船一隻が漂着して破損、乗り合わせた唐人・異国人どもの諸事取り計らい方の一件は、別紙を以てお届け申し上げた通りである。そこで、当島へ唐人・朝鮮人・異国人が漂着し本船で帰帆でき難い時には御地（王府）へ全て経移を報告した上、指図を受けて何らかの対応を行ってきたが、「漂着の経移が御地（琉球）で噂になってはならず、秘密の心得あるべき」旨、当夏に特別な通達があり、仰せ渡しの通り、右漂着人どもの送り届け方を差し控えているので、何らかの指図を早急に仰せ付け下さい。

附・本文の異国人漂着の経移については御地（琉球）に於いていっさい噂してはならない旨、この節、上国する面々、並びに来島した馬艦船の船頭・水主ども、又は滞在人どもをも蔵元へ召し集め、直接、嚴重に秘密を守るよう申し渡し証文を取り付けてある。

1、右の唐人・異国人等の事、当分、帰国の件について何たる申し立てもないが、病人共が快気し次第、船を所望し宮古島から直ちに帰国を企てるかも知れないので、いずれにしてもその用意がなくてはならないので、吟味の上、来島している船の内から見合わせて十二反帆

恩納間切安富祖村の地船・預主赤田村新里里之子親雲上・船頭久米村崎山筑登之の船の出帆を差し止めてある。

右の傍らご報告申し上げます。以上

西（1873年）六月二六日

花 城 親 雲 上

御鎖側之御方

右の通り御鎖之側御方へ申し上げますので顛末を申し上げます。以上

西（1873年）六月二六日

花 城 親 雲 上

御物奉行

1、去月十七日、当島宮国村の沖へ異国船が漂着破損し乗組員どもが上陸したので村番所に収容し規則に従って介抱している事は、先だってお届け申し上げた通りであるが、右の者どもの送り届け方については御指図のあり次第処理すべきと御返書を待っている折り、殊の外、今月十一日には異国人二人が保養と申して通訳人どもを連れて平良へ出てきて、御来漕馬艦船の末便で十一反帆恩納間切安富祖村地船預主赤田村新里里之子親雲上船頭崎山筑登之の船一隻、多良間島用船一隻が漲水泊に停泊しているの見届け、十三日に至っては「自分たちは不意の災難に遭遇して困っている上、乗組員の中には身体を負傷して治療を行っている者どももあり、一日も早く帰国したいと夜も昼も念願している。何卒、右の馬艦船の借船を許可してもらいたい」と通訳人を通して申し出があったので、「当島には所持する船がなく、年貢の運送も王府より雇船をもって行っているので、王府の御指図がなくは船を貸し与えることもできない」旨返答したところ、急に気分を変え、食事も進まず、分けて気落ちしたように見え、重ねて申し立てるには「我等がこと、去る四月初め頃から是まで数カ月故郷を離れた上、右の通り本船・荷物とも流失してしまい、村のご厄介になって命が助かり、これだけ困窮に及んでいる状況をご憐愛下さり、島方の配慮で以て何分にも早く帰国させて下さるように」と、言語・手様等を以て頻りに頼み込んでくるので、これ以上断っては唐人・夷人ども感情を損ねて何らかの事件をおこす恐れもあり、申し立ての通り借船を許可したところ大変な喜び様で、同十七日には船の試し乗りを済ませ、同十九日より全員船に引き移り、停泊中は昼夜とも船で生活し、同二十五日に風が辰巳（南東）の風向きになっ

たので、同日五ツ（八時）頃には出帆した。尤も、行き先についてはこの島から福州か台湾のいずれかに渡り、同国の商船に便乗して帰国する考えであると通訳人どもに話があった旨、報告があった。

附

1、停泊中、通訳人や用立役人らは船に詰めて諸事の対応を行った。尤も、近辺の海岸には勤番家を数軒設けて役人や若文子・小横目・村頭どもを割り振って昼夜とも勤番をさせ、厳重に取締りを行うよう申し渡しておいた。

右の者ども、当所近辺の海路・干瀬原の深浅などに無案内なので、外海まで水先案内人を付けて欲しいとの要望があり、池間村船工の者ども並びに通訳人どもをクリ舟二隻に乗せて付けさせ、右者どもの乗った船を一斉に漕ぎ出させたところ、伊良部島より三里程の沖合まで護送したとの経過報告があった。

〔船長日記〕

八月二日（土）、私達の世話をしてくれている三人の〔ツウンツェン〕が「キャプテン、あなたと相談したいことがある」とまじめな表情で言った。私は真ん中に座ってパイプに火をつけた。ヌイちゃん（通訳人の愛称）が通訳してくれて「琉球の船がタマラから来た」と言った。タマラは地図でいう多良間のことだ。そして、もし私達がそれを使って中国に行きたかったらダランチェ（高級役人？）はその船を私達にくれると言うのだ。もし私達が別の船でまず琉球へ行き、そこから船を乗り換えてフーチョー（福州）へ行くとする、それはずいぶん時間がかかる。ヌイちゃんは最初の方法が良いと思っている。私は彼らに「まず、船を見に行きたい。もし帆が良ければ中国に行くし、帆が悪ければ琉球へ行く」との返事をもたせ、ついでに私と舵手のため、明朝、馬を用意してくれるよう頼んだ。ジャンク（船）のベイ（湾）に行ってジャンクを見たいと思った。本当にジャンクが来ているなら、そして本当に私達はそのジャンクをもらうことができるのなら、何が何でも私達はここを出たい。たとえ小さなボートだっていい。屋根さえあれば何とかなる。天気さえ良ければ少なくとも台湾までは行けるだろう。

八月三日（日）、雨まじりの強い風、十時近くに馬が来た。私と舵手、それに二人の〔ツウンツェン〕と一緒にジャンクベイへ向かった。一時間程して私達は石の塀に囲まれている村についた。その村を通り、細道の、大きな石垣に囲まれた木造家屋（蔵元か？）の前で馬をおりた。その家に入ると窓から海が美しく見えた。私達の目の前の白い海岸に、本当に二艘の船があった。それは青い海の上でゆらりゆらいと動いていた。マストは高く国旗が楽しそうにはためている。大きな方は琉球の船で、小さい方は多良間の船。私達は大き

い船をもらう予定だ。あれで中国に行く。マンダリンの命令で小さいボートが海岸までやってきた。それに乗ってジャンクへ行った。そのジャンクはまだ新しく、よくできていた。私達にとっては十分なものだった。この船でなら帰れる。タチュングサン島にそって行けば天気が悪くなくても港にすぐ入ることができる。現地人たちは皆、とても親切で船の中の見たいものを全て見せてくれた。私はヌイちゃんに、彼のマンダリンに、私がこの船にとっても満足していること、満月になったら中国へ出発するつもりであることを伝えてくれるよう頼んだ。出発の前に一度、元気な人たちだけでこの船に乗って練習してみようと思う。琉球の人々と一緒に行ってもいいけれど、できれば自分たちだけで中国へ行きたい。役場でお茶とケーキをごちそうになり、それから別れを告げて小さな馬に飛び乗り急ぎ家に戻った。もうすぐ本当に帰れるという知らせに皆大喜びだった。

八月九日（土）、曇り、激しい南風。私達は予定どおりに九時頃にジャンクベイに行った。私達が着いた時には、もう琉球の人々はジャンクに乗っていて、私達の到着を知るとすぐにカイをつける作業にとりかかった。役場で少し休憩しお茶を飲んだ後でいよいよ船に乗った。まず大きな帆を開き、それから錨をあげるのだ。琉球の人々は海の中でもまるで陸の上と同じように自由に動くことができる。彼らは縄を持って海に入り、海底に沈んでいる錨の頭にその縄を取り付け、二・三人でひっぱり上げて小さいボートに乗せジャンクの所に運ぶ。そしてスタートだ。川船のように長い舵柄をつけて帆に風を入れる。広い帆がひろがるとジャンクは動きだす。ゴザで作られた帆はあまり風をとらえないけれど、大きさは十分ある。荷物を積んでいないため船は軽すぎて、この強い風の中をグロボン（伊良部島？）まで航海するのは危険と判断して、もっとも近いところをぐるりと二度回っただけにした。私達はこのジャンクの操縦方法をすぐのみこんだ。湾へ戻って帆を下ろし全部もどおりにして船を降りた。この船は間もなく私達を国へ帰してくれるのだ。

八月十一日（日）、十時頃、私達は病人も一緒に荷物全部を供って無事にジャンクベイに着いた。私達は木で土台を作りその上にマット用袋の中に砂を入れてベットを作った。そのジャンクはやはり他のジャンクと同様に仕切られていて、私達は丁度中央の部分にその砂袋を置いた。その上にワラなどを敷いて平らに柔らかくし、それから病人を運んだ。残念なことに二人の病人はまだ完全に治っていなかった。一人は下半身を全く動かせない状態で、もう一人は片足がまだ治っていなかった。ジャンクの後ろの部分は他のジャンクと同様に高い屋根がついていた。そこに台所があり、大きな木製の戸棚が取り付けられていた。陶器の炊事場があり鉄の鍋を置くように二つの穴があった。煙は気になるけど、当面の間はこの板小屋で生活することにしよう。

八月十六日（土）、一日中、心地よい東風。時おり強い風が吹いて来る。朝早くクーリーたちは燃料の薪を持ってきた。十一時頃には二匹の太った豚が運ばれた。それから少したっ

て二か月分として充分なほどの食料が運ばれた。知っているスモールダランジェがやって来て、私に赤い紙の保証書を渡した。プレゼントにはいつも手紙のようなものがついている。ひと隅にマンダリンの名前、そして両側に「贈り物」と表記され、それから贈り物の数、贈り物の品名が書かれている。私にひとつひとつ見せてくれた後で、私は感謝の言葉を彼に述べた。午後になった。私は前もって今日ダランジェ達の所へ挨拶に行くと言ってあったので、三時頃使いの者がやってきた。大層厳かに私は役場の前で迎えられ、中庭を歩いて大広間に案内された。そこには三人の老人がいた。彼らは今日、この日のためにきちんと盛装しており、それは私に強烈な印象を与えた。銀糸の入った絹で作られた頭巾のついた衣装に身をつつみ、高い黄色の帽子を被って、顎には長い白髭をはやした、高貴な顔つきの老人たちだった。一人の人が私に座るように言った。火のついた炭の箱と痰壺、パイプ、煙草、お茶、ケーキが出された。少しばかりいただき、煙草を吸って、私はまるでインディアン酋長のように謝礼の長いスピーチをした。何度もお辞儀をしてから、一番偉いマンダリンに、私の時計と望遠鏡を、親切にしてくれたほんの気持ちとしてあげようとしたが、彼は受け取らなかった。船に戻った。今や私のものとなったこの愛らしい船に「黒・白・赤」の旗をつけた。海岸からいろいろな人を呼んで、夜中までサキイ（酒）を飲んだ。これでもって三十四日間に及ぶ、こういった人々のもとの滞在は全て終わる。彼らは西の文化を全く知らない。異国の人間である遭難した私達に対し、本当に心のこもった優しさと人情で私達を世話してくれた。文明人はこのような気持ちをなかなか持っていない。人に尽くすということは、宗教的な立場からか、或いは、単なる義務で行うのみである。次の日、私達は出航し四日三晩かかって台湾のキールンに着いた。

〔蔵元文書〕

1、右の船は西戌（西北西）の方へ通船し八ツ（午後二時）頃には帆影も見えなくなった旨、伊良部島の役人から届け出があった。

1、本船が破損せぬ内に取り卸した荷物は、先に品立書を以て経過報告したとおりで、全ての荷物を船に積んで帰っていった。

1、羅針盤がなくては遠海を乗り渡るのは難しく、所持していた羅針盤は本船が破損した際に流失してしまったので所望を達して下さるよう申し出があった。それで島で保管している羅針盤の中から渡しておいた。

1、前条の漂着人どもの事、出帆の前日に対面したい旨、通訳人を以て申し出があったので

私と筆者喜納里之子親雲上・頭足松原首里大屋子、色衣冠（官職姿）で蔵元に於いて対面したところ、これまで親身に介抱してもらい、又、上船をも与えられ、重畳の高恩に対し報いる術もないと厚く謝礼を申し出た。

1、右の船が戻ってくるかも知れないので、翌日は各海岸に勤番を配置して置き、三日目になって引き払った。

1、右の者どもへ与えた品々並び航海中の飯米・野菜・肴・用水・薪木等は先例の通り渡して置いた。

1、右の者共の荷物の儀、主に茶箱が寄せ揚げられたので、潜り揚げ次第、確認させたところ、濡れ物になり用立てならないとのこと、且つ沈んだ荷物や船の残骸などの儀、風波が強く潜り揚げ方の結果を出していないので、追々、潜り揚げさせ結果を申し上げるべき旨、先書で申し上げて置いたとおり、島方の伝間両艘より異国人二人・通訳人共・水練達の者共を召し連れ、潮時を見合わせたく破損場へ差し遣わした処、荒場の所なので沖の方へ引き流されたのか、別紙小帳の分だけ潜り揚げたけれども、前条馬艦船より帰国するに際し、本船伝間・潜り物等を積み帰るよう通訳人を介して伝えた処、本国に於いて遭難の状況届けに必要なのか濡れ茶箱一つを請け取り、余りの物は全て必要としないので、島方の規則の通り（王府へ）送り届けるようにとのこと。それで保管を申し渡してあるので送り届け方については何らかの指示を仰せ付け下さい。

附 船の残骸や荷物類が後日、方々へ寄せ揚げられることもあるので、見つけ次第取り揚げて結果を報告するよう諸村役人へ堅く申し付けてあったが、一向に寄せ揚げがない旨、証文をもって報告があった。

右の旁らお届け申し上げるべく、十反歩船主久米村嫡子山田筑登之親雲上・預主與那原村住居鶴之子新垣筑登之親雲上・船頭城間筑登之の船より杣山筆者奥平筑登之と惣横目筆者嵩原仁屋に飛脚を申し付け差し登らせる。

此の旨、然るべき様、ご披露頼み奉る。以上

附 漂着人共へ渡した護照書一枚、確認のため写しを以て差し上げる。

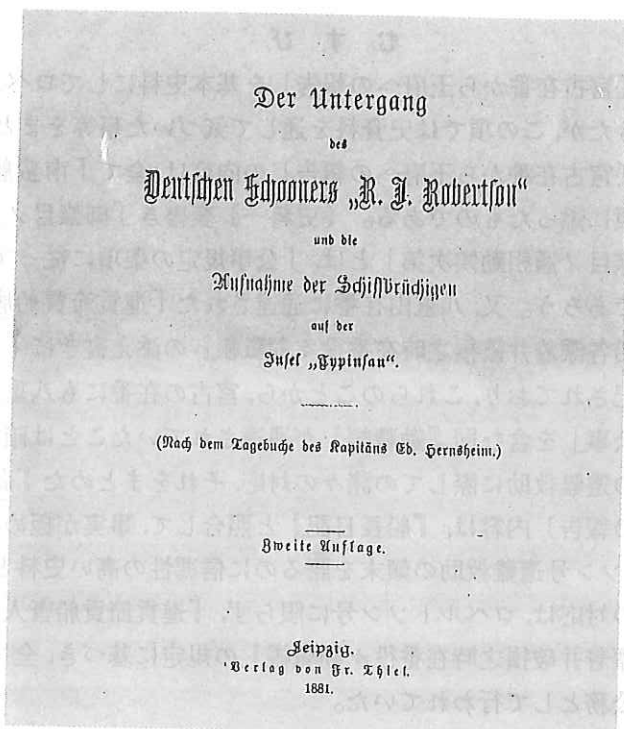
西（1873・明治6年）閏 六月二八日 花 城 親 雲 上

御鎖之側御方

む す び

『蔵元文書』〔宮古在番から王府への報告〕を基本史料にしてロベルトソン号遭難救助の顛末を見てきたが、この項では史資料を通して気づいた事等をまとめることにする。

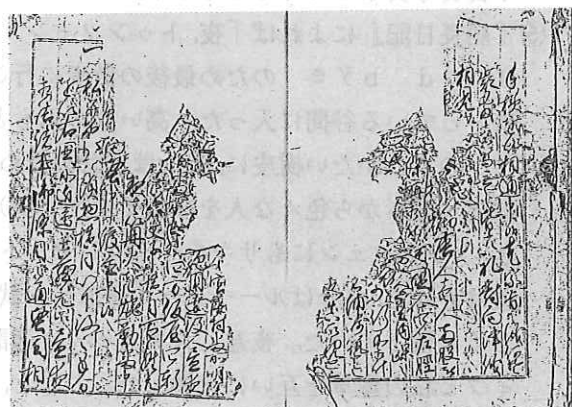
- ①『蔵元文書』〔宮古在番から王府への報告〕の内容は、全て「南蛮船漂着・破損之時公事」の規定条項に添ったものである。〔史料一〕表書き「御條目ノ通相勤候次第御届申上候」の「御條目ノ通相勤候次第」とは、「公事規定の条項に従って勤務した結果報告」という意味であろう。又、八重山在番に通達された「進貢節貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時在番役々勤職帳』の添え書きに「右帳宮古島江茂被仰渡趣有之」と記されており、これらのことから、宮古の在番にも八重山同様に「南蛮船漂着・破損之時公事」を含む同『勤職帳』が通達されていたことは確実といえる。
- ②在番・役人たちの遭難救助に際しての諸々の対応、それをまとめた『蔵元文書』〔宮古在番から王府への報告〕内容は、『船長日記』と照合して、事実が極めて正確に記述されており、ロベルトソン号遭難救助の顛末を語るのに信憑性の高い史料といえよう。
- ③漂着・破船の際の対応は、ロベルトソン号に限らず、『進貢節貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時在番役々勤職帳』の規定に基づき、全ての船隻に対し在番・役人たちの公務として行われていた。
- ④ロベルトソン号遭難救助・三十四日間の看護も在番・役人たちの公務の範疇であった。しかし、公務ではあっても対応する役人の人間性によって救助された側の感謝の気持ちや賞賛も異なってくるであろう。
- ⑤『船長日記』によれば「夜、トゥンツェン（役人？）がやってきて TYP insan good bye のため最後の散歩に行こう、と我々を誘いに来た。我々はとても気にいっている谷間に入った。高い崖のふもとにわき出ている冷たい清水を飲んだ。古いヤシの木のかたい樹皮に、我々は記念のため自分たちの名前を切りつけた。」「（出航前夜）海岸から色々な人を呼んでサキ（酒）を飲んだ。（略）後で我々だけになったとき、トゥンツェンにもサキを一本プレゼントした。それから三ターラーのお金も渡した。彼はそれを、自分はルーチョー（琉球）へ試験を受けに行くので、その時まで使わないでおくと言っていた。夜遅くヌイちゃん（通訳人）がもう一度やって来た。私達は彼のパイプと私の煙草を互いに交換した。」など、対応した役人と船長・乗組員らとの交流の状況が記されている。三十四日間の逗留中に対応した役人と救助された者たちの間に、立場を越えた人間同士の友情が芽生えているのがうかがえる。
- ⑥この遭難救助から三年後にはドイツ皇帝から感謝記念碑が宮古に贈られた。それから六十年後、昭和十一年には「建碑六十周年記念式典」が催され、その数日後には「日独防共協定」が締結されて軍国主義に利用されたきらいもあるが、このことと、明治六年の遭難救助の際に宮古の在番・役人たちが取った公私の対応は、別問題として考えるべきであろう。『船長日記』の記す「心のこもった優しさと人情」、それは今昔とも宮古の人々が自然に身につけた気質ではなかろうか。



『船長日記』



「南蛮船破損之時公事」



『葺元文書』「独逸商船救難並建碑顛末書」

※ 参考資料

- ① 『進貢節貢船唐人通船朝鮮人乗船日本他領人乗船各漂着并破損之時在番役々勤職帳』
- ② 『宮古史伝』（慶世村恒任，昭和2年）
- ③ 『獨逸国商船遭難救助並同国皇帝建碑顛末書』（宮古郡教育部会，昭和9年）
- ④ 『宮古島庶民史』（稲村賢敷，1972年）
- ⑤ ロベルトソン号『船長日記』（上野村役場）